

○研究員受入れに関する規程

昭和55年4月28日  
規程第115号

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学又は神奈川大学大学院(以下「本学」という。)で研究員を受け入れる場合に必要な事項について定める。

(資格)

第2条 研究員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学の教授、准教授、助教、講師又は助手  
(2) 前号の者と同等の研究歴を有すると認められる者  
(受入承認)

第3条 研究員志望者の所属長又はそれに準ずる者から受入依頼があったときは、本学の教育、研究及び管理上支障のない限り、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)及び評議会又は大学院委員会(以下「評議会等」という。)の議を経て学長が承認する。

(出願書類)

第4条 前条の依頼に際しては、本学指定の神奈川大学研究員申請書(別記様式)を学長に提出しなければならない。

(研究期間)

第5条 研究員の研究期間は、4月1日に始まる1年間又は4月1日若しくは10月1日に始まる半年間とする。ただし、国外からの研究員を受け入れる場合については、この限りでない。

2 学長は、教授会等及び評議会等の議を経て、前項に定める研究期間を変更することができる。

(研究料)

第6条 研究員の研究料は、次のとおりとする。

- (1) 実験 月額 12,000円  
(2) 非実験 月額 4,800円

(研究料の納入)

第7条 研究料は、その研究期間に応じて全額を前納しなければならない。

(研究中止)

第8条 研究員が、本学の信用を著しく傷つけるような行為をしたとき、又は疾病その他の事由により、研究継続の見込みがないと認められるときは、指導教員の申出により、学長は、教授会等及び評議会等の議を経て、その受入れを中止し、又は取消することができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議会等の議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(平成元年12月18日規程第296号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月15日規程第732号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月12日規程第753号)

この規程は、平成19年7月12日から施行する。

様式(第4条関係)

神奈川大学研究員申請書

|           |  |
|-----------|--|
| 最終学歴・卒業年度 |  |
| 研究場所      |  |
| 指導教員の氏名   |  |
| 研究テーマ     |  |
| 研究期間      |  |
| 備考        |  |

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 所属機関名・職名        |          |
| 氏名・生年月日         | 年 月 日生 印 |
| 国籍(外国籍のみ記入)     |          |
| 現住所             |          |
| 研究期間中の住所        |          |
| 現在の担当授業科目及び研究分野 |          |